

Press Release

大阪労働局発表 令和6年10月28日(月)

【照会先】

大阪労働局総務部労働保険適用・事務組合課

電話 06-4790-6350

"ひとりでも働く職場に労働保険"

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です!

~労働者を一人でも雇用する事業主は成立手続きを行う義務があります~

正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇っていれば適用事業となり、事業主は成立手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

成立手続きを怠った場合、事業主は遡って労働保険料及び追徴金のほか、労働災害が発生した場合には保険給付に要した費用の全部又は一部が徴収され、また雇用関係助成金が受給できない可能性があります。

大阪労働局(局長 志村 幸久)では、11月の「労働保険未手続事業一掃強化期間」 に効果的な広報活動及び集中的な手続指導を展開します。

1 実施期間

令和6年11月1日(金)から令和6年11月30日(土)までの1か月間

2 実施事項

(1) 各種団体、公的機関などに対する広報についての協力依頼

事業主団体、府、市区町村、関係機関及び労働保険事務組合などに対して、ホームページや広報誌への掲載並びに各施設内や掲示板への未手続事業一掃広報用ポスターの掲示やリーフレット設置の協力を依頼します。

- ※大阪労働局ホームページにおいては、労働保険制度全般に関する詳しい説明や 手続案内及び広報用リーフレットを掲載しています。
- (2) 未手続事業主に対する加入手続指導の実施

労働保険未手続事業主に対して、個別訪問、郵便及び電話による制度の説明、必要書類の送付などにより加入手続指導を行います。

なお、自主的に加入手続きを取らない事業主に対しては、職権による成立手続及 び保険料の認定決定を行います。

また、未加入中の間に業務災害や通勤災害が発生した場合には、遡って保険料及び追徴金を徴収するとともに、事業主の故意又は重大な過失により発生した業務災害については、労災保険給付を行った額の全部または一部を事業主から徴収することになる旨を周知します。

【解説】

○労働保険とは

労働保険とは、労働者災害補償保険(一般に「労災保険」といいます。)と雇用保 険を総称したものです。

仕事や通勤による傷病や失業、育児、介護による休業等の際に、労働者とその家族を守るセーフティーネットとして重要な役割を果たします。事業主は、常勤、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇用すれば成立手続きを行う義務があります。

○労働保険未手続事業一掃対策とは

労働保険制度においては、業種や事業規模に関わりなく、原則として労働者を一人でも雇用する事業主は、すべて労働保険の成立手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

しかしながら、未手続事業が存在している実情にあり、これら未手続事業の解消は、 労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担及び労働者の福祉の向上等の観点から重要となります。

このため、大阪労働局では、あらゆる機会をとらえ、労働保険制度の周知に努める など、効果的な広報活動を行うとともに、未手続事業に対して個別訪問等を実施し、 手続勧奨に当たっています。

また、厚生労働省は、労働保険の未手続事業の解消に当たり、都道府県労働局、 労働基準監督署、公共職業安定所との連携を強化するとともに、「労働保険未手続事業 一掃業務」を一般社団法人全国労働保険事務組合連合会に委託し、労働保険事務組合 との連携を深め、適用促進を強化して実施しており、大阪労働局においては一般社団 法人全国労働保険事務組合連合会大阪支部と連携して取り組んでいます。

○一般社団法人全国労働保険事務組合連合会とは

一般社団法人全国労働保険事務組合連合会は、厚生労働大臣の認可を受けた、事業協同組合、商工会議所、商工会等労働保険事務組合7,607事務組合(令和5年度末)で構成されています。

労働保険制度における労働保険事務組合の重要性から、労働保険事務組合の資質の向上、育成及び運営の指導・相談、労働保険適用事業場に対する労働保険制度の啓蒙・普及等を行って、労働保険制度の健全な発展及び労働者の福祉の向上に寄与することを目的としています。

事業主のあたりまえ川柳



労災保険

+ 雇用保険

労働保険は、仕事や通勤による傷病等や、失業による休業等の際に、労働者と その家族を守るセーフティーネットとして重要な役割を果たします。事業主は 常勤、パート、アルパイトなど、名称や雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら 従業員を守る責任と、労働保険の成立手続を行う義務があります。



電子申請なら24時間、365日いつでも手続可能!口座振替納付も便利

詳しくは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所(ハローワーク)へご相談ください。

厚生労働省ホームページ ▶ https://www.mhlw.go.jp/ 労働保険特設サイト

Q または二次元コードから▶

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会



労働保険の加入に 関するお問合せは

大阪労働局 労働保険適用·事務組合課 Tel 06-4790-6340

事業主の あたりまえ川柳 公開中!

事業主の皆さまへ

労働保険の成立手続について

「労働保険」とは、労災保険(労働者災害補償保険)と雇用保険の総称です。 このリーフレットで、貴事業場について労働保険の 成立手続義務の有無などをご確認の上、まずは、所轄の都道府県労働局、 労働基準監督署、ハローワークへご相談ください。





労働保険の強制適用事業

常勤、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、 労働者を1人でも雇っている事業は強制適用事業であり、 成立手続を行う義務があります。

> ※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業の一部については、強制適用事業場から味かれています。 ※強制適用事業導以外の事業でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます(任意加入制度)。





●労働者とは?

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業 に使用される者で、労働の対価としての賃金 が支払われる者のことをいいます。

短時間労働者(バート、アルバイト等)について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象 となります。雇用保険は、一定の条件を満たさない 短時間労働者は対象とならないことがあります。

※法人の役員、同居の銭施等は一定の場合を除き、労災保険・雇用保険の対象となりません。

成立手続を怠っていると?

遡って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します

労働保険の成立手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料等の金額を決定します。その 際、労働保険料は手続を行っていなかった過去の期間についても遡って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、 労働保険料等や追徴金が納付されない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

🛂 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します

政府は、事業主が故意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない、いわゆる未手続の 期間中に生じた労働災害について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償 の価額の限度で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

事業主の方のための助成金が受けられません

雇用調整助成金(休業等によって雇用維持を図る事業主に助成)や、特定求職者雇用開発助成金 (高年齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成)などの、事業主のための 雇用関係助成金については、労働保険料の未納がある場合、受給できない可能性があります。



電子申請での手続、口座振替納付が便利

電子申請での手続をご利用いただくと、行政機関に出 向くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手 続を行うことができます。



労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付 いただくことが可能です。口座振替をご利用いただく ためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を 開設している金融機関の窓口にご提出ください。

詳しくはこちら▶ 労働保険 口座振替納付 Q



令和6年度 労働保険未手続事業一掃強化期間 記者発表 <参考資料>

※厚生労働省HPに掲載の「労働保険適用状況」から作成

○労働保険の適用状況

< 全 国 >

		令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
労働保険 適用事業場数		3,411,903	3,433,799	3,441,264
	うち委託(割合%)	1,414,610(41.5%)	1,415,909(41.2%)	1,410,255 (41.0%)
労災保険 適用事業場数		2,950,453	2,968,456	2,972,468
	うち委託(割合%)	1,156,150(39.2%)	1,153,969(38.9%)	1,145,501(38.5%)
雇用保険 適用事業場数		2,374,712	2,393,494	2,400,728
	うち委託(割合%)	780,598(32.9%)	779,954(32.6%)	775、659(32.3%)

(「うち委託」は労働保険事務組合委託事業場数および割合)

< 大 阪 >

		令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
労働保険 適用事業場数		265,046	268,674	269,694
	うち委託(割合%)	89,043(33.6%)	89,469(33.3%)	89,378(33.1%)
	保険 事業場数	236,001	239,207	239,800
	うち委託(割合%)	75,892(32.2%)	76,022(31.8%)	75,590(31.5%)
雇用保険 適用事業場数		197,480	200,352	201,193
	うち委託(割合%)	52,679(26.7%)	52,743(26.3%)	52,664(26.2%)

(「うち委託」は労働保険事務組合委託事業場数および割合)

○労働保険料の徴収決定・収納状況

< 全 国 >

		令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
徴収決定額		2,635,235,977,960	3,161,329,705,958	4,099,907,329,083
	うち委託	279,120,789,199	328,200,458,153	403,733,153,315
収納額		2,608,092,002,204	3,133,613,481,451	4,062,425,907,422
	うち委託	277,952,862,578	326,952,050,203	401,850,571,262
収納率		99.0%	99.1%	99.1%
	うち委託	99.6%	99.6%	99.5%

< 大 阪 >

		令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
徴収決定額		223,158,555,273	263,859,959,666	343,610,255,283
	うち委託	26,302,490,252	31,766,115,950	38,816,183,347
収納	額	220,857,116,833	261,468,307,680	340,719,278,532
	うち委託	26,166,020,215	31,597,820,218	38,618,281,516
収納率		99.0%	99.1%	99.2%
	うち委託	99.5%	99.5%	99.5%